

田川流域における 農村地域雨水流出抑制対策基本指針 (概要版)

令和7（2025）年3月
栃木県農政部農地整備課

田川流域における農村地域雨水流出抑制対策基本指針（概要）

指針の構成

第1章 総論

- 1.1 指針策定の背景
- 1.2 基本的な考え方
- 1.3 本指針の位置づけ・適用範囲

第2章 流域の状況

- 2.1 地形・地勢の状況
- 2.2 農業生産基盤の状況
- 2.3 営農の状況
- 2.4 河川、雨水流出抑制対策の状況
- 2.5 水災害の状況
- 2.6 土地利用状況の変化

第3章 水災害要因の分析・課題整理

- 3.1 水災害要因の分析
- 3.2 水災害リスクの分析
- 3.3 課題と対策の方向性
- 3.4 対策区域の選定

第4章 対策の推進方針

- 4.1 段階的対策方針
- 4.2 農村地域雨水流出抑制対策の概要
- 4.3 営農への影響を踏まえた雨水流出抑制対策の実施のあり方
- 4.4 農業者等の取組意欲の醸成と住民への理解促進

第5章 対策の着実な実施に向けて

- 5.1 対策の着実な実施に向けて
- 5.2 活用可能な令和6(2024)年度国庫補助事業等概要

田川流域における農村地域雨水流出抑制対策基本指針（概要）

1.1 指針策定の背景

気候変動の影響による集中豪雨の増加により、水災害リスクが上昇



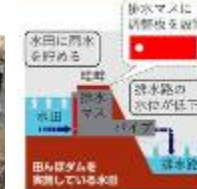
国は流域のあらゆる関係者が協働して取り組む流域治水を推進
栃木県は令和3年9月に栃木県流域治水プロジェクトを策定

田川流域において、田んぼダムやため池等を活用した雨水流出抑制対策（氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための取組）を推進するため、具体的な対策の方向性を示した基本指針を策定

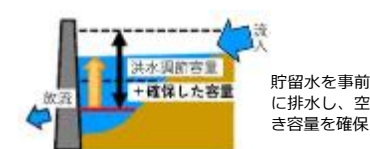
◆農村地域における3つの取組



① 田んぼダム



② ため池の治水活用



③ 調節池・調整池用地の創設



1.2 基本的な考え方

- ・農地や農業水利施設が有する雨水貯留機能を活かして、水災害リスクを低減する雨水流出抑制対策の方向性を定義
- ・営農への影響を最小限にするよう、農業者の協力を得て実施
- ・畦畔の高さや状態に注意して許容湛水深を設定し、水を貯めても安全な状態で実施



- ・流域内の農業生産基盤、営農状況等や水災害の状況・発生要因を分析し、水災害リスクの軽減を図るべき対策区域を選定
- ・田んぼダムやため池の治水活用等による取組事例や取組方法、シミュレーションによる取組効果の検証を踏まえて、効果的な雨水流出抑制対策をとりまとめ

1.3 本指針の位置づけ・適用範囲

栃木県農業振興計画（2021-2025） とちぎ農業未来創生プラン

Ⅲ 基本施策

人材の確保・育成 生産性の向上 販売・PR力の強化
消費拡大・安全対策の強化 農業生産環境の向上 農村の振興

Ⅳ 重点戦略

1 明日へつなぐ 2 強みを伸ばす 3 呼び込み・拓く



重点戦略・各種施策の展開

令和3(2021)年度～令和7(2025)年度 農業農村整備の推進方針

重点事項

政策課題Ⅱ 農村地域における防災・減災力の強化
○農村やその下流域における水害



重点事項に係る取組

令和3(2021)年度～ 栃木県流域治水 プロジェクト

対策種別

- ① 氾濫をできるだけ防ぐ減らすための対策
- 田んぼダムの整備
- ため池等の治水活用



取組の実行

令和6(2024)年度～ 農村地域雨水流出抑制対策基本指針



田川流域における農村地域雨水流出抑制対策基本指針（概要）

2.1 地形・地勢の状況

- ・流域の面積は約312km²
- ・流域は、上流部（日光市）、中流部（宇都宮市・上三川町）、下流部（下野市・小山市）に分けられます
- ・上流部は、主に丘陵地、台地
- ・中流部は、主に台地
- ・下流部は、主に低地
- 地盤高は、中流部から下流部にかけて標高が低くなっており、上流で発生した氾濫流が下流に位置する市町にも影響を及ぼす恐れがある。



2.2 農業生産基盤の状況

2.2.1 ほ場整備の状況

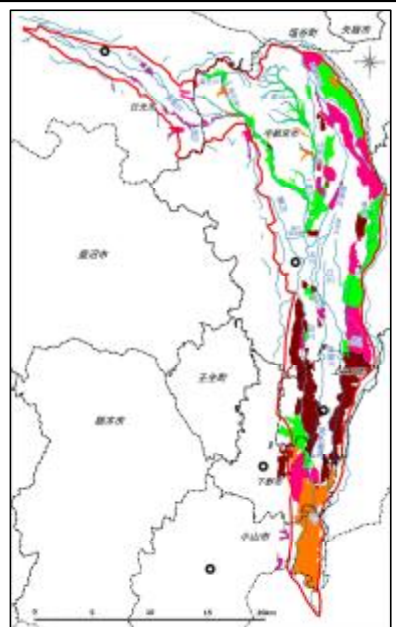
- ・田川流域内にはほ場整備事業により整備された農地が約8,836ha（流域内農地面積の約72%）存在
- 整備後30年以上が経過するほ場が多く存在し、農業水利施設等の老朽化が懸念される。

2.2.2 農業用ため池の状況

- ・流域内の農業用ため池は12箇所存在

2.2.3 多面的機能支払交付金組織の状況

- ・流域内に69組織が存在し、活動面積は7,903haを占めます
- ・資源向上支払交付金の対象は44組織
- ・田んぼダムに取組中の組織は13組織



2.3 営農の状況

- ・流域では、水稻のほか、麦、野菜や果物などの畑作も盛んに行われている。
- ・田川流域（38,024ha）の約20%（7,499ha）が山林、約32%（12,354ha）が水田、約9%（3,426ha）が畑地
- ・流域の約40%（15,392ha）は土地改良区域
- ・土地改良区域内では、約61%（9,406ha）が水田、約11%（1,677ha）が畑地

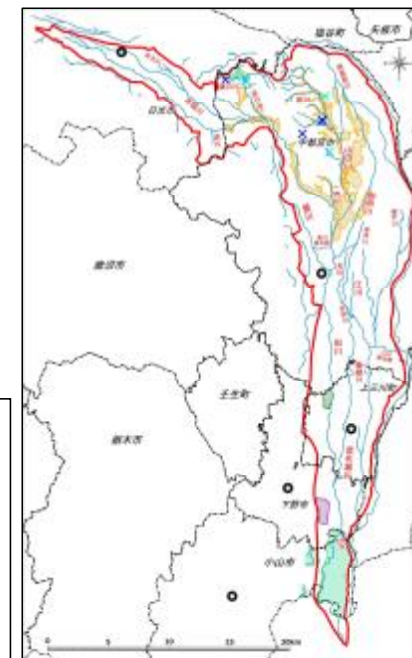
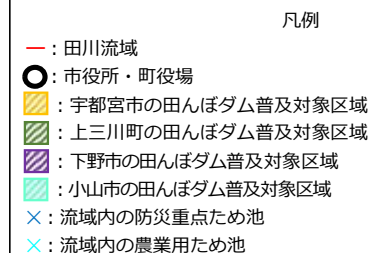
2.4 河川、雨水流出抑制対策の状況

2.4.1 河川の状況

- ・県が管理する田川流域の河川においては、「田川圏域河川整備計画（第4回変更）」（令和3年4月）に基づき、概ね20年間で計画対象期間とし河川整備を実施

2.4.2 雨水流出抑制対策の状況

- ・田んぼダム
 - 宇都宮市（流域内）：1,209ha
 - 上三川町（流域内）：83ha
 - 下野市（流域内）：96ha
 - 小山市（市内全域）：2,681ha
- ・ため池の治水活用
 - 流域内に存在するため池 12カ所（防災重点ため池は4カ所）
 - 現時点では事前放流などによる治水活用は未実施



田川流域における農村地域雨水流出抑制対策基本指針（概要）

2.5 水災害の状況

- 近年の出水では、令和元年での被害が顕著となっており、農村地域でも農地や農業用施設等において被害が発生

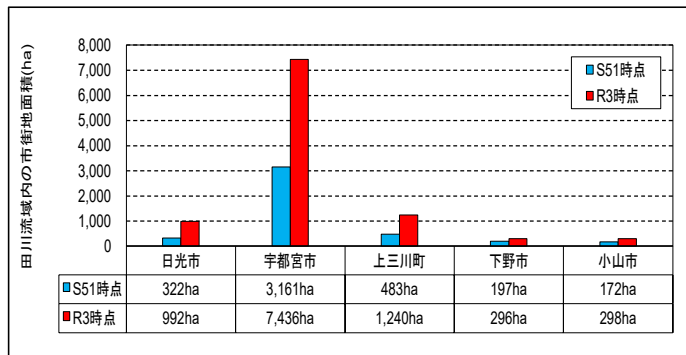
※1：一般資産等水害統計基本表より集計（平成20年から令和2年までの被害状況を合計）

※2：農村地域における大雨事例による被害情報から集計（関係市町での被害状況を合計）



2.6 土地利用状況の変化

- 昭和51年から令和3年までの45年間で主に水田や畑を中心に市街地（建物用地）が拡大しており、流域の市街化が進行
- 令和元年東日本台風に対して、昭和51年と令和3年の土地利用の状況で、田川（東橋水位観測所）の流量を試算すると、ピーク流量は約1割増加
- 土地利用の変化が流出量に与える影響は大きく、田川流域の氾濫をできるだけ防ぐ・減らすためには関係市町全体で治水への負担を分かち合い、流域治水に取り組むことが重要



3.1 水災害要因の分析

- 田川流域では外水氾濫による被害が大半を占め、上都賀地域では内水氾濫による被害が主となる。
- 浸水被害の要因としては流下能力の不足や流域開発の進行による保水機能の低下などが挙げられる。

	上都賀地域 (日光市域)	河内地域 (宇都宮市・上三川町域)	下都賀地域 (下野市・小山市域)
外水氾濫に伴う浸水家屋数	0棟	2,482棟	73棟
内水氾濫に伴う浸水家屋数	19棟	10棟	8棟
浸水特性	内水氾濫のみ	内水氾濫があるものの 外水氾濫が中心	内水氾濫があるものの 外水氾濫が中心

※：一般資産等水害統計基本表より集計（平成20年から令和2年までの被害状況を合計）

	外水氾濫の発生要因と対策	内水氾濫の発生要因と対策
浸水発生状況のイメージ	○河川水位上昇時に堤防から越水・溢水・破壊して発生 	○河川水位上昇時の排水不良で発生
河川の要因	・流下能力が不足している場合、河川水位が上がりやすい ・河川の合流部は水位が上がりやすい	・流下能力が不足している場合、河川水位が上がりやすい ・河川改修は完了であり、河川水位は上がりやすい ⇒バックウォーターや、水門閉鎖に伴う排水不良が発生しやすい
地形的要因	・窪地などで局所的な湛水の発生が考えられる ・中山間地などでは氾濫による被害が発生しやすい	・地形が低平な地域では排水不良が長期化しやすい
水路の要因	・水路の流下能力不足、未整備による湛水が考えられる	・河床より強く強制排水が必要な地区では、ポンプ排水能力を超える集中豪雨の発生による湛水が考えられる
雨水流出の要因	・流域開発の進行による保水機能の低下 ⇒河川のピーク流量が増加し、河川水位が上がりやすくなる	・流域開発の進行による保水機能の低下 ⇒河川水位上昇時の排水不良に伴い発生する、雨水の湛水量が増加
必要な対策	・河川整備を進める一方、計画を上回る豪雨による浸水発生への懸念は顕著 ・湛水の規模を少しでも小さくするため、雨水流出抑制対策や排水路整備を同時並行で進めることが重要	・雨水流出抑制対策や排水路整備に取り組む必要がある

田川流域における農村地域雨水流出抑制対策基本指針（概要）

3.2 水災害リスクの分析

- 流域内のエリア毎に、水災害リスクを下記の3つの観点で評価

ハザード（浸水想定区域）

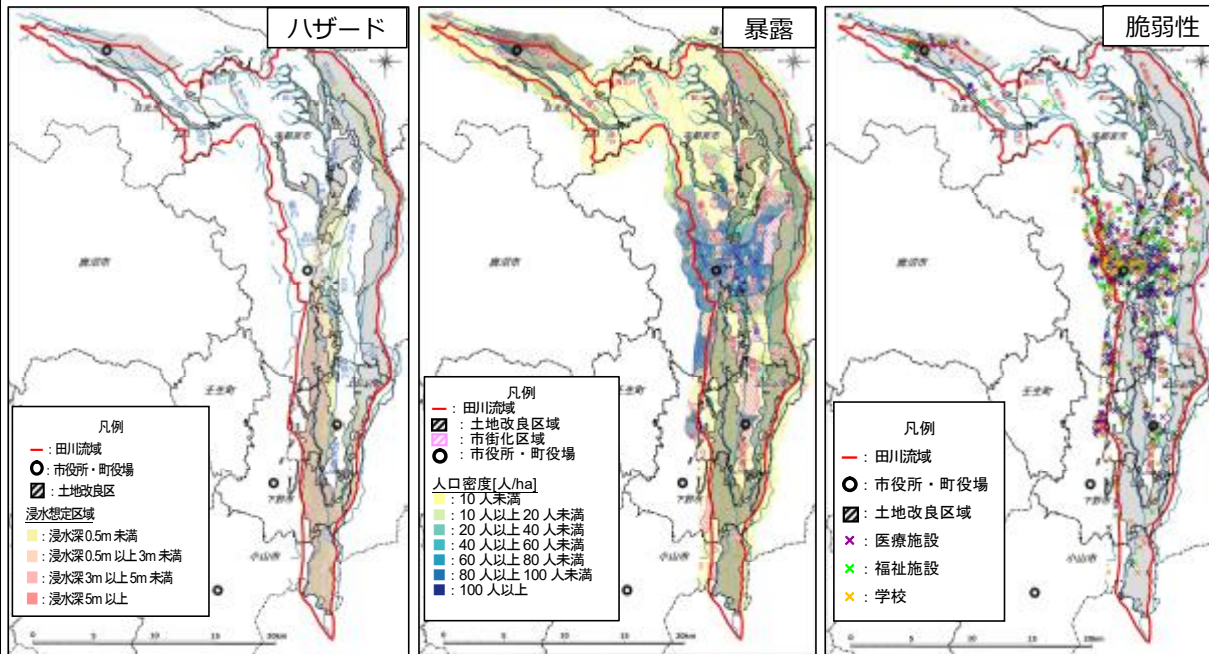
暴露（浸水想定区域内人口、市街化区域）

脆弱性（浸水想定区域内重要施設）

- 田川流域全体に水災害リスクが存在し、特にリスクの高い地域を抽出

水災害リスクが特に大きい

水災害リスクが比較的大きい



3.3 課題と対策の方向性

- 農村地域で雨水流出抑制対策を実施するにあたっての課題
 - 効果的な対策の実施
 - 営農への影響に配慮
 - 認知度の向上
- 対策の方向性
 - 優先度による段階的な対策の実施
 - 営農への影響を踏まえた取組の実施
 - 行政区域を越えた農業者の取組意欲の醸成と住民への理解促進

流域の状況

- | | | |
|---|---|---|
| ①水災害の発生要因
以下を要因として水災害が発生
・河道の流下能力不足による水位上昇
・流域開発の進行に伴う河道のピーク流量増
・水路の流下能力不足、未整備 | ②水災害リスクの存在
以下の水災害リスクが存在
・河川沿いを中心に浸水想定区域が存在
・令和元年東日本台風で決壊・溢水が発生
・河川沿いに人口密集地が存在
・浸水想定区域内に人口密集地が存在 | ③地域資源の存在
・流域内には組織的な活動が可能な土地改良区が広範囲に存在している
・農村地域が有する雨水流出抑制機能を活用することにより、水害対策への貢献が期待できる |
|---|---|---|

流域の状況に対応した課題の整理

- | | | |
|--|---|---|
| ①効果的な実施
・雨水流出抑制対策の効果を上げるためには、広域的に取り組む実践していく必要がある | ②営農への影響に配慮
・水稻のほか、麦・野菜などの畑作、果物、花き栽培が盛ん
・田んぼダムに係る湿害、畦畔への影響や農業用ため池の治水活用に係る用水不足、堤体への影響について配慮が必要 | ③認知度の向上
・農村地域における雨水流出抑制対策は新しい概念
・農家や住民の協働による地域資源を活用した対策の必要性の認識が不十分 |
|--|---|---|

課題に対応した農村地域における対策方針

- | | | |
|---|--|---|
| ①対策の優先度による段階的な実施
・流域が一体となって着実に実施することで、雨水流出抑制効果を発現する
・優先度が高い区域から順に対策を進めることで早期の水災害リスク低減を図る | ②営農への影響を踏まえた取組の実施
・営農への影響が出ないよう、対策の実施時期やエリア等について検討する | ③農業者の取組意欲の醸成と住民への理解促進
・農業者に対して雨水流出抑制対策の内容や効果を周知
・地域住民に対する農村地域雨水流出抑制対策の重要性のPR
⇒雨水流出抑制対策への参加意欲醸成を図る |
|---|--|---|

田川流域における農村地域雨水流出抑制対策基本指針（概要）

3.4 対策区域の選定

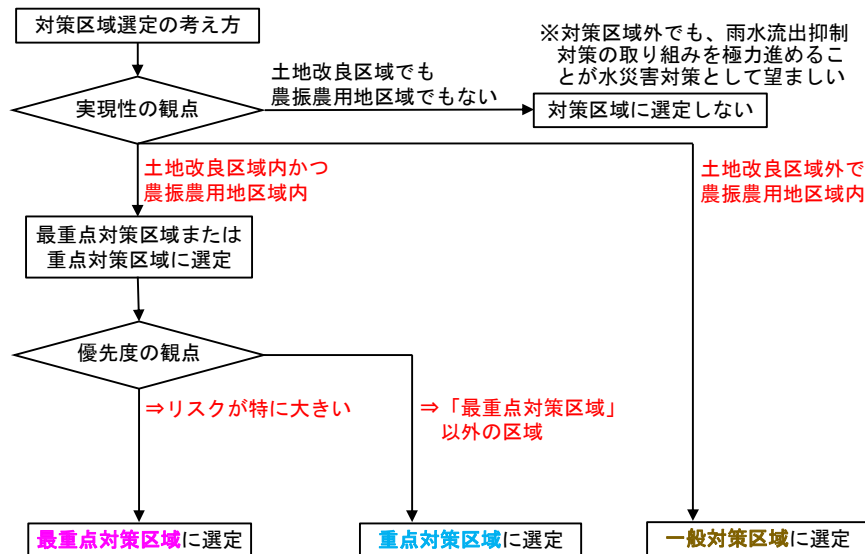
- 田川流域内には、上流部から下流部まで水災害リスクが存在するため、流域全体で雨水流出抑制対策に取り組むことが望ましい。
- 指針では、「実現性の観点」と「優先度の観点」から、流域内でも特に率先して雨水流出抑制対策を実施する「最重点対策区域」、「最重点対策区域」に次いで優先して実施する「重点対策区域」、優先度は低く設定するが長期的に対策の実施を図る「一般対策区域」に区分

実現性の観点：

- ①田んぼダムやため池の治水活用にあって重要となる基盤整備等（ハード整備）が行われているかどうか
- ②取組を開始、または継続するための組織体制の構築のしやすさ

優先度の観点：

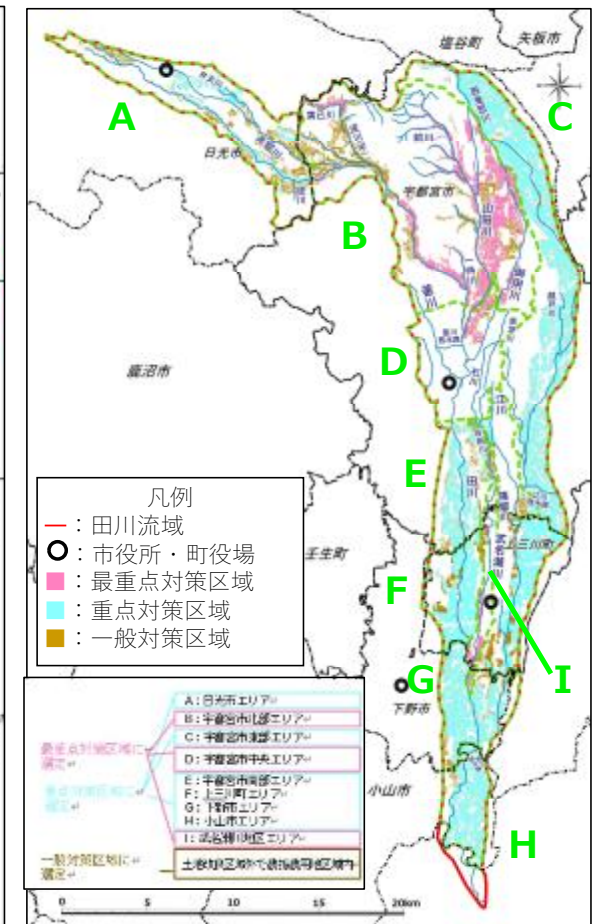
- ①過去の浸水実績や水害ハザードマップの状況
- ②人口密度や重要施設の有無



「実現性の観点」での評価



「優先度の観点」での評価



田川流域における農村地域雨水流出抑制対策基本指針（概要）

4.1 段階的対策方針

4.1.2 段階的な対策可能量

- ・流域のあらゆる関係者が協働して、農村地域雨水流出抑制対策に最大限取り組む
 - ・対策区域の選定から、各時点における段階的対策可能量を設定
 - 短期対策：概ね5年後
 - 中長期対策：概ね30年後
- ※なお、取組可能な地域から順次農村地域雨水流出抑制対策に取り組んでいくものとする

①田んぼダム

短 期：最重点対策区域内の全ての水田面積
中長期：最重点対策区域と重点対策区域の全ての水田面積

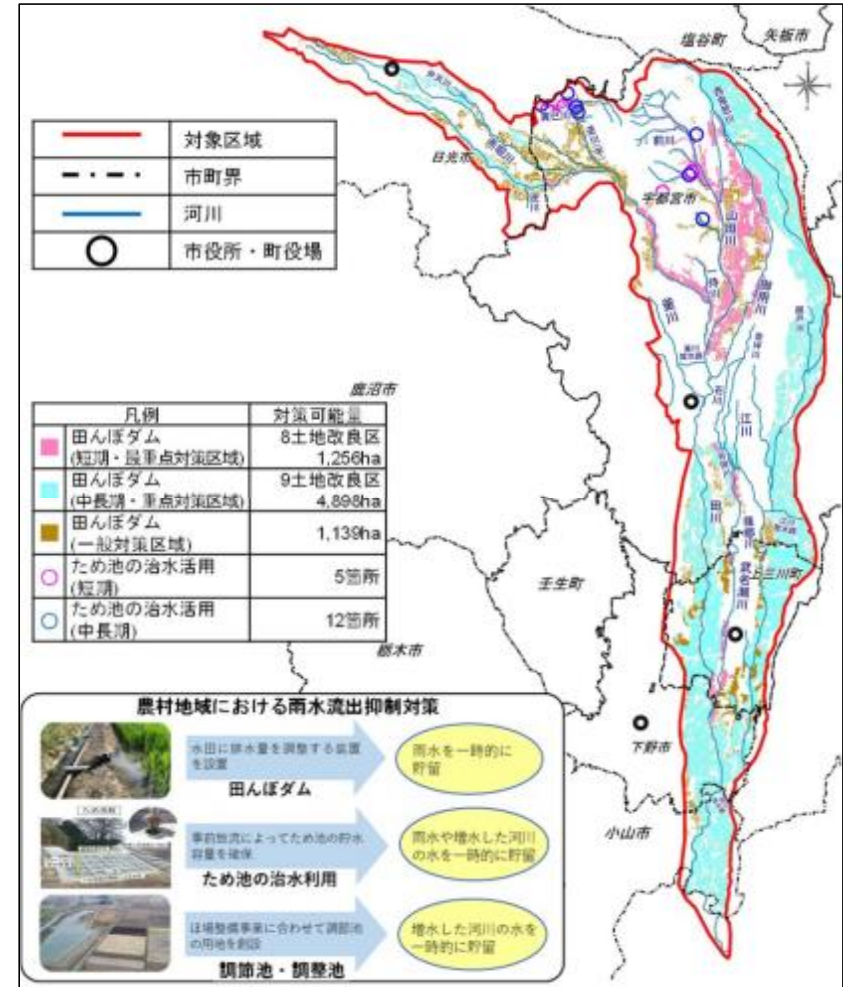


②ため池の治水活用

短 期：貯水量1万m³以上の農業用ため池及び防災重点農業用ため池
中長期：全ての農業用ため池



4.1.3 雨水流出抑制対策の概要図



田川流域における農村地域雨水流出抑制対策基本指針（概要）

4.1 段階的対策方針

4.1.4 浸水想定面積・想定浸水深の低減効果

田川流域において雨水流出抑制対策を実施した場合に「どこ」で「どの程度」の浸水面積・浸水深が低減するのかをシミュレーションにより評価

<計算条件>

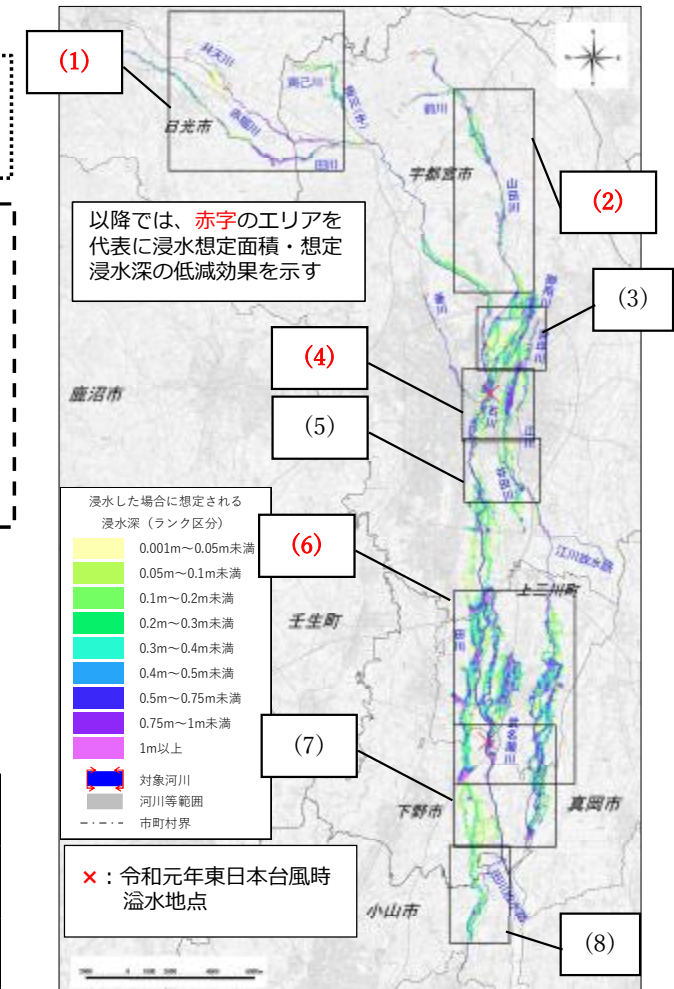
1. 計算手法は「田川洪水浸水想定区域図」（令和5年5月26日）等と同様とし、「洪水浸水想定区域図作成マニュアル（第4版）」（国土交通省）に準じます。なお、シミュレーションの実施にあたっては、堤防の決壊によるはん濫、内水によるはん濫等を考慮しない。
 2. 河道条件は現況時点とし、算出の前提となる降雨は栃木県河川課で定めた戦後最大規模相当の降雨（令和元年10月 東日本台風）とする。
 - ・田川流域・江川（宇都宮）流域：中山間地河川における戦後最大洪水時雨量375.0mm/24hr
 - ・田川流域（釜川・武名瀬川・御用川）：平地河川における戦後最大洪水時雨量346.6mm/24hr
- ※なお、ここでは調節池によるピーク流量の低減は見込まない。

※今後、中小規模の洪水に対しても氾濫シミュレーションを実施することで、
身近な出水に対する外水氾濫による被害の軽減効果を評価していく

※今後、内水氾濫現象を表現することができるモデルを構築し解析を実施することで、
田んぼダムを実施する地先における内水氾濫による被害の軽減効果を評価していく

各時点での対策量

短期における流出抑制対策		中長期における流出抑制対策	
田んぼダム	ため池	田んぼダム	ため池
1,256ha	5箇所	6,154ha	12箇所



田川流域における農村地域雨水流出抑制対策基本指針（概要）

4.1 段階的対策方針

4.1.4 浸水想定面積・想定浸水深の低減効果

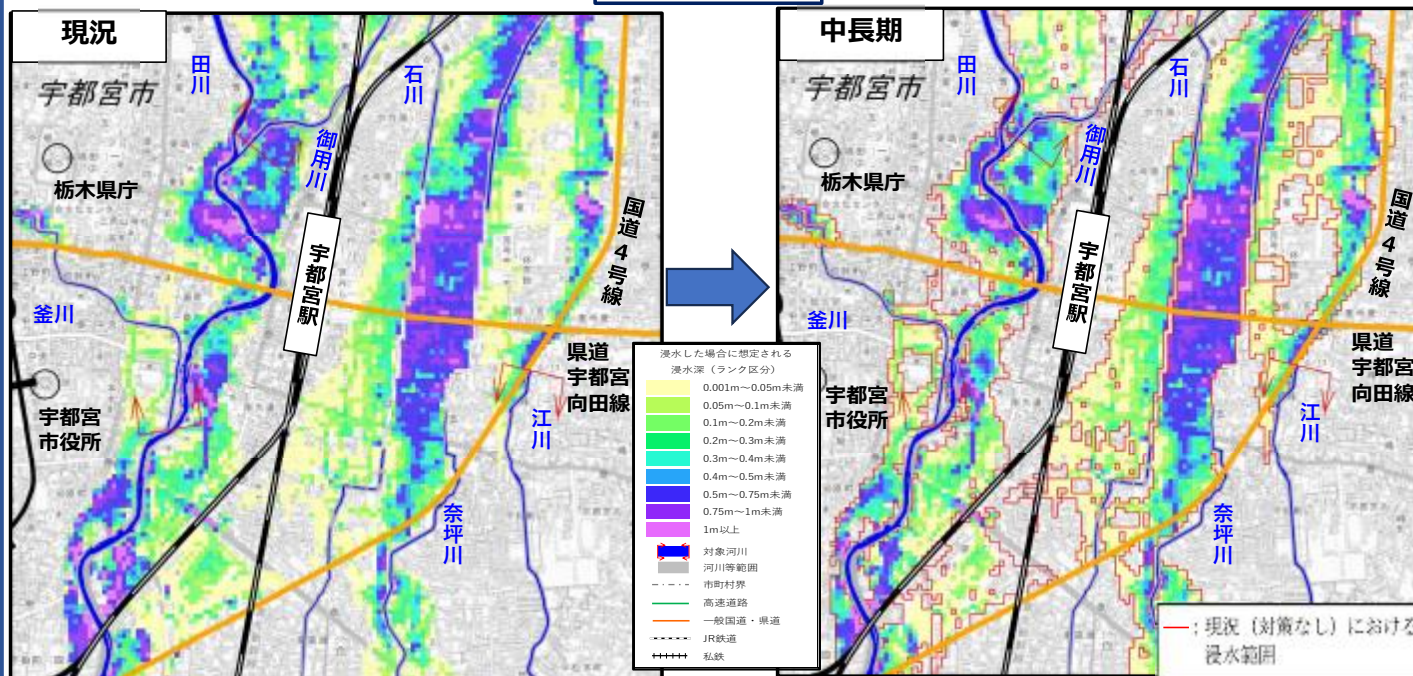
（４）宇都宮市街地②エリア

農村地域において雨水流出抑制対策を実施することで、宇都宮市街地における浸水が軽減

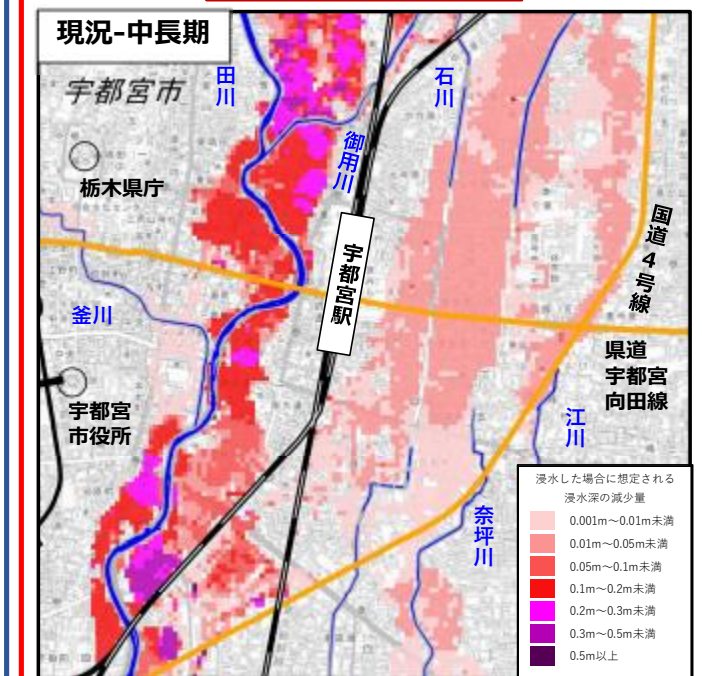
- ・ 田川沿川に着目すると、宇都宮駅前を中心に住宅が密集しているエリアにおいて10cm以上浸水深が減少
- ・ 奈坪川、石川沿川に着目すると、住宅地において数cm程度浸水深が減少
- 宇都宮市街地で浸水を大幅に軽減し、浸水範囲全体においても被害を軽減

河道条件：現況時点

最大浸水深



浸水深の差分図



田川流域における農村地域雨水流出抑制対策基本指針（概要）

4.1 段階的対策方針

河道条件：現況時点

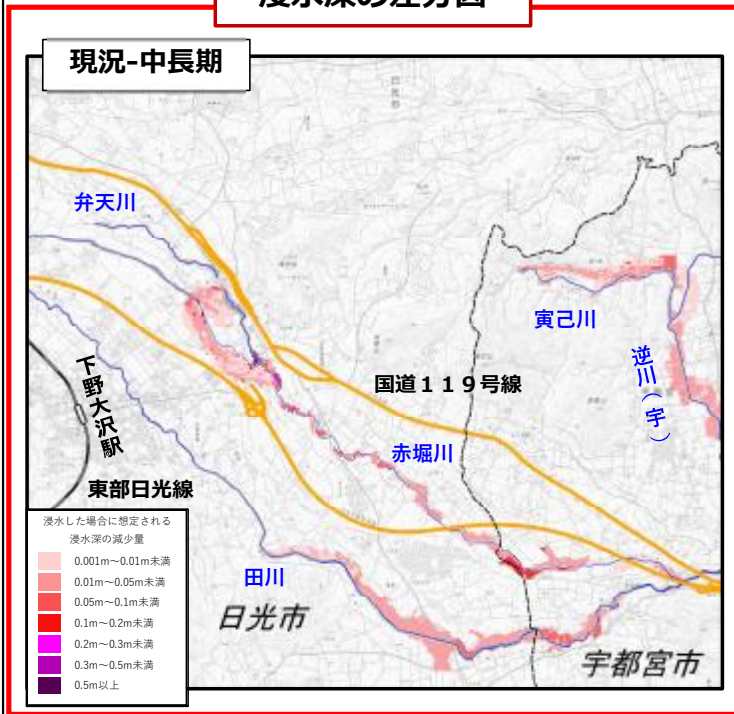
4.1.4 浸水想定面積・想定浸水深の低減効果

（１）田川上流エリア

農村地域において雨水流出抑制対策を実施することで、
田川上流域における浸水が軽減

- ・ 逆川流域の河川沿いに存在する水田において、浸水深が数cm程度減少
- ・ 日光市内の河川沿いに存在する水田や住宅において、浸水深が数cm程度～10cm以上減少
- 田んぼダムを実施する地域の水田や住宅に加え、
浸水範囲全体で被害を軽減

浸水深の差分図

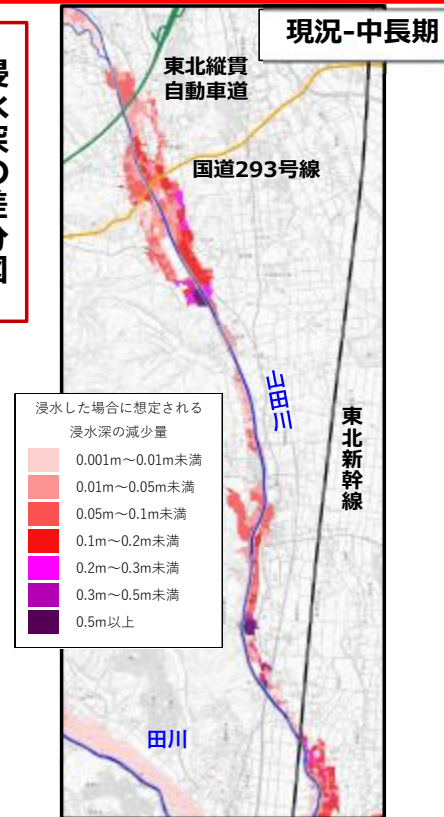


（２）山田川中流エリア

農村地域において雨水流出抑制対策を実施することで、
山田川中流域における浸水が軽減

- ・ 山田川沿川に存在する水田や住宅において、浸水深が10cm以上減少し、さらに一部地域では浸水が解消
- 田んぼダムを実施する地域の水田や住宅に加え、
浸水範囲全体で被害を軽減

浸水深の差分図

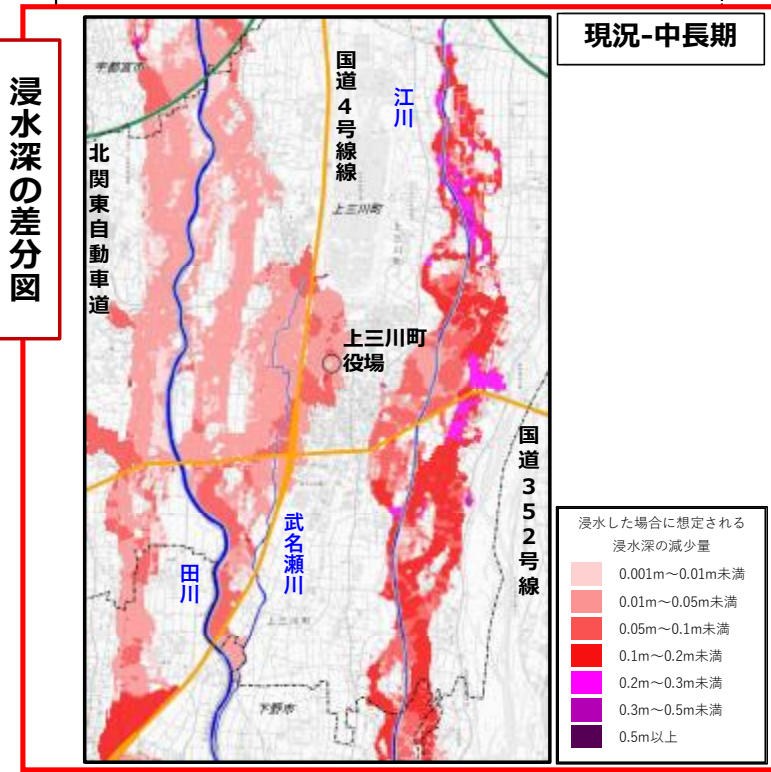


（６）田川・江川下流①エリア

農村地域において雨水流出抑制対策を実施することで、
田川・江川下流域における浸水が軽減

- ・ 武名瀬川流域に着目すると、上三川町市街地で浸水深が数cm程度減少
- ・ 田川、江川流域に着目すると、浸水範囲内に存在する水田や住宅において浸水深が10cm以上減少
- 田んぼダムを実施する地域の水田や住宅に加え、
上三川町市街地を含む浸水範囲全体で被害を軽減

浸水深の差分図



田川流域における農村地域雨水流出抑制対策基本指針（概要）

4.1 段階的対策方針

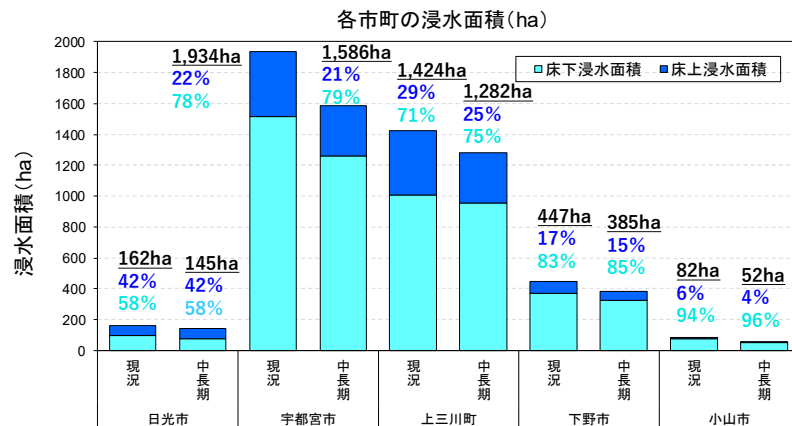
4.1.4 浸水想定面積・想定浸水深の低減効果

（９）各市町における効果

- ・ 田んぼダムによる流出抑制対策により、流域全体で600ha（全体の15%）の浸水面積の低減効果がある
- ・ 現況における床上浸水面積の21%が解消しており、床上浸水に対しても低減効果大きい
- ・ 田んぼダムによる流出抑制対策による各市町の浸水面積の低減量は以下の通り

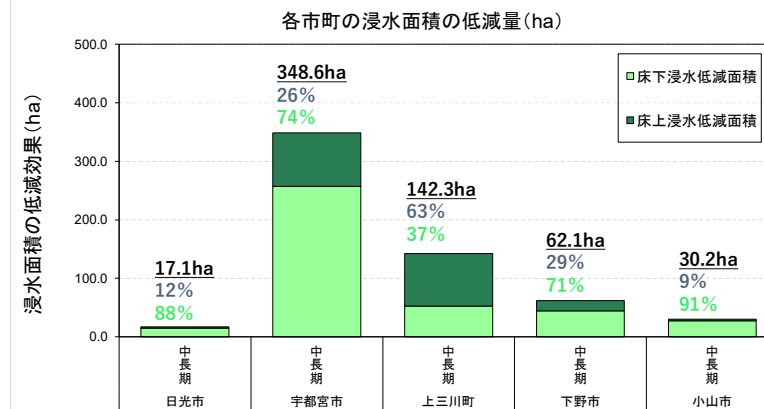
各市町の浸水面積

市町村名	現況			中長期		
	浸水面積 (ha)	床下 浸水面積 (ha)	床上 浸水面積 (ha)	浸水面積 (ha)	床下 浸水面積 (ha)	床上 浸水面積 (ha)
日光市	162	94	68	145	79	66
宇都宮市	1,934	1,516	418	1,586	1,259	327
上三川町	1,424	1,008	416	1,282	955	327
下野市	447	372	75	385	327	58
小山市	82	77	5	52	49	2
計	4,049	3,066	983	3,449	2,670	779
現況との差分				600	396	204
低減率				15%	13%	21%



現況からの浸水面積の低減効果

市町村名	中長期（重点・最重点区域のみ対策）		
	浸水 低減面積 (ha)	床下浸水 低減面積 (ha)	床上浸水 低減面積 (ha)
日光市	17.1	14.9	2.1
宇都宮市	348.6	257.5	91.1
上三川町	142.3	52.4	89.9
下野市	62.1	44.2	17.9
小山市	30.2	27.4	2.8
合計	600.2	396.4	203.8



田川流域における農村地域雨水流出抑制対策基本指針（概要）

4.1 段階的対策方針

4.1.4 浸水想定面積・想定浸水深の低減効果

（１０）内水氾濫に対する低減効果

「田んぼダム」は実施する地域でも効果を発揮

- 遠く離れた下流のために「やってあげる」取組ではなく、自分自身の地域の農業と暮らしを守り、繋いでいくために行う取組

（追加資料）浸水量、浸水面積の低減効果

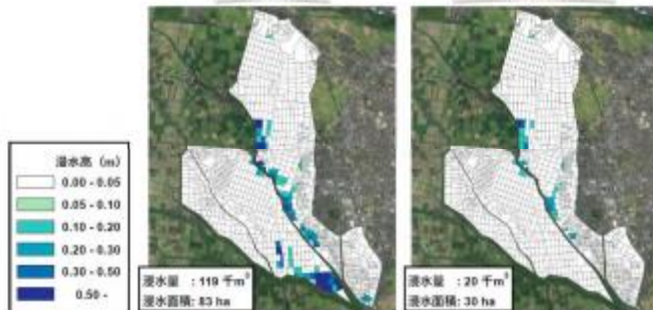
新潟大学 富津助教 シミュレーション結果

適用降雨①：平成29年 台風21号（143.5 mm/3d）

浸水面積 64%減少
浸水量 83%減少

通常水田

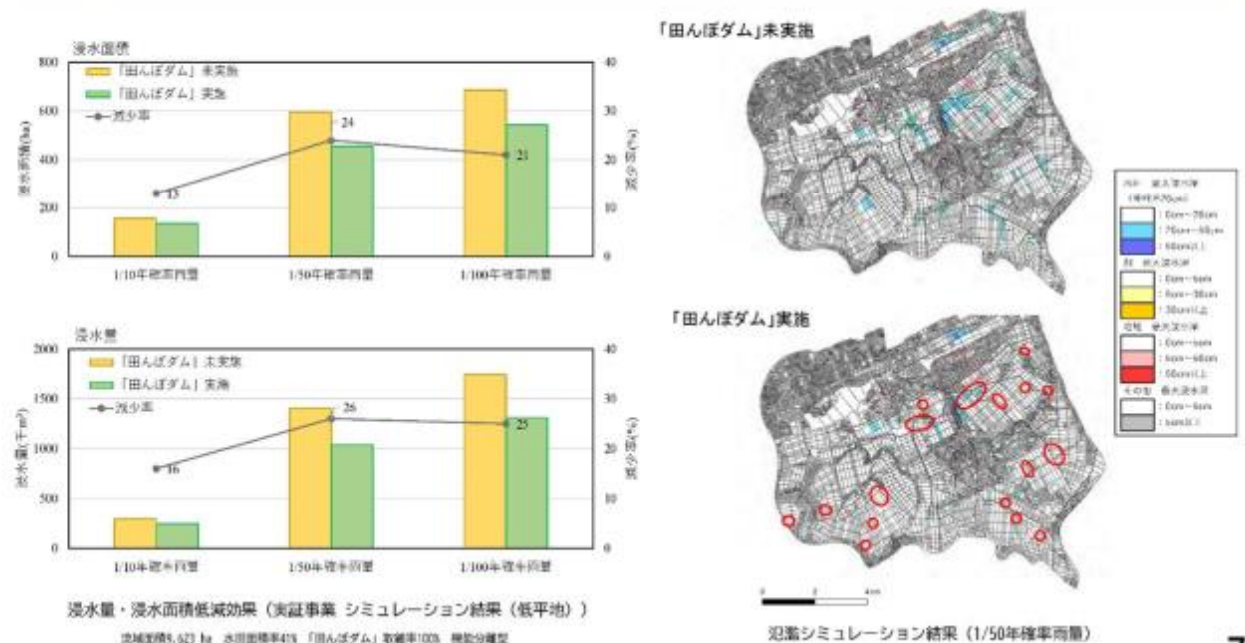
田んぼダム



※今後、内水氾濫現象を表現することができるモデルを構築し解析を実施することで、田んぼダムを実施する地先における内水氾濫による被害の軽減効果を評価していく

第3章 「田んぼダム」の効果（低平地における浸水量、浸水面積の低減効果）

- 「田んぼダム」は、様々な地形で効果があり、低平地でも効果を発揮することができます。
- 排水機場で常時排水を行っている低平地の新潟県新潟市の和田地区を対象に行ったシミュレーションでも、規模の小さい降雨から大きい降雨まで浸水量、浸水面積を低減する効果が示されました。
- また、「田んぼダム」を実施している地域の特定の場所ではなく、様々な場所において、浸水深や浸水面積が減少しています。



※「田んぼダム」の手引き（概要版＋追加資料）R4.12、農林水産省農村振興局農地資源課 より引用

※「田んぼダム」の手引き（概要版）R4.4、農林水産省農村振興局整備部 より引用

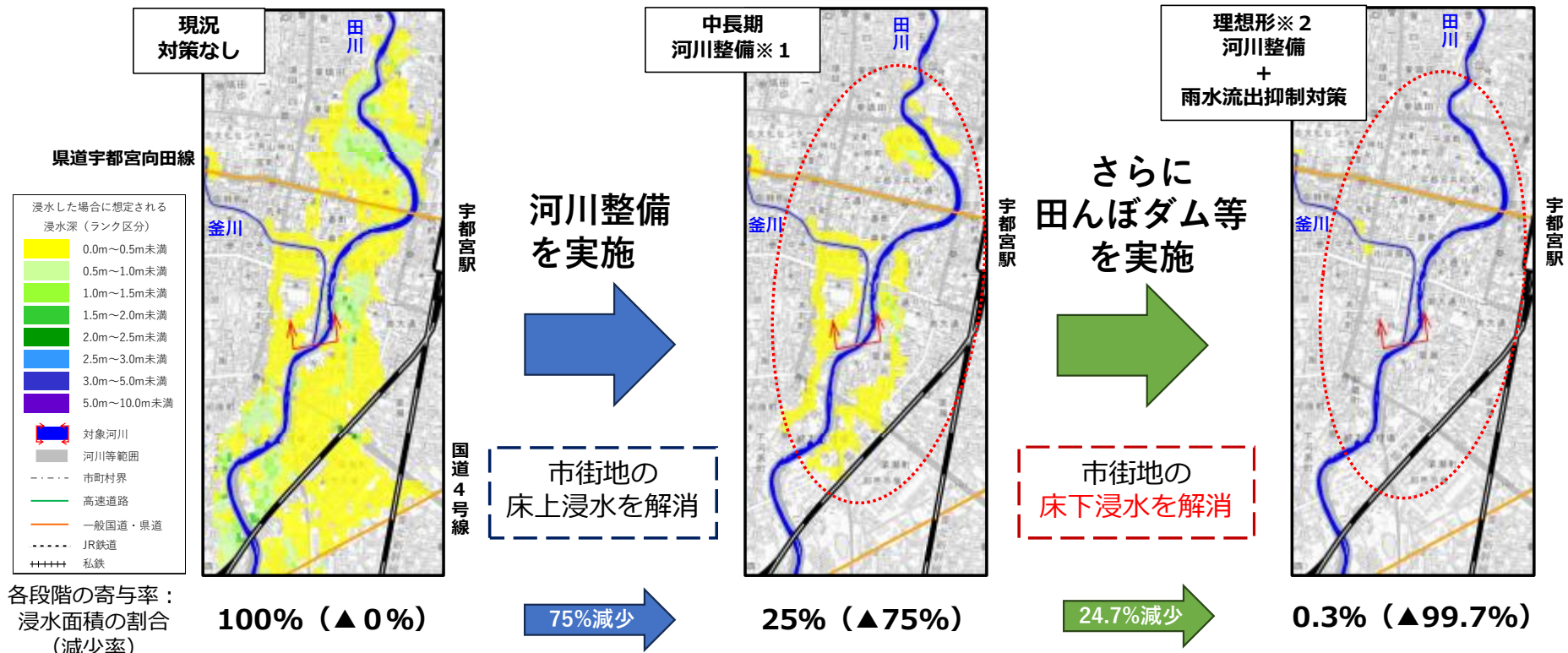
田川流域における農村地域雨水流出抑制対策基本指針（概要）

4.1 段階的対策方針

4.1.4 浸水想定面積・想定浸水深の低減効果

(11) 流域治水プロジェクトにおける雨水流出抑制対策

現況⇒中長期（河川整備）：宇都宮市街地における床上浸水を解消
 中長期⇒理想形（河川整備＋雨水流出抑制対策）：宇都宮市街地における床下浸水を概ね解消
 ➡河川整備と雨水流出抑制対策の両方を最大限取り組むことが不可欠



※1 田川圏域河川整備計画：概ね20年間

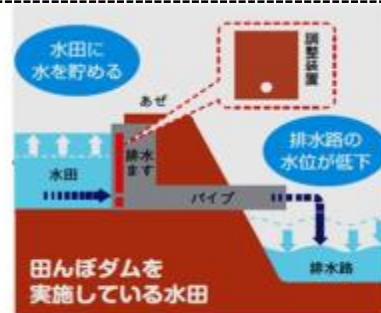
※2 理想形：栃木県流域治水プロジェクトにおける取組内容・取組量

田川流域における農村地域雨水流出抑制対策基本指針（概要）

4.2 農村地域雨水流出抑制対策の概要

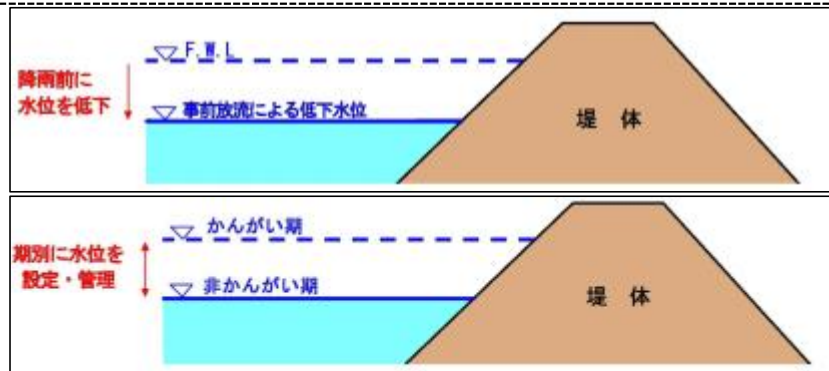
田んぼダムの実施

- 水田の排水口に排水柵、流出量調整板を設置し、雨水の流出を抑制する取組（畦畔の補強等により堅固な畦畔を適切に維持していく）



ため池の治水活用

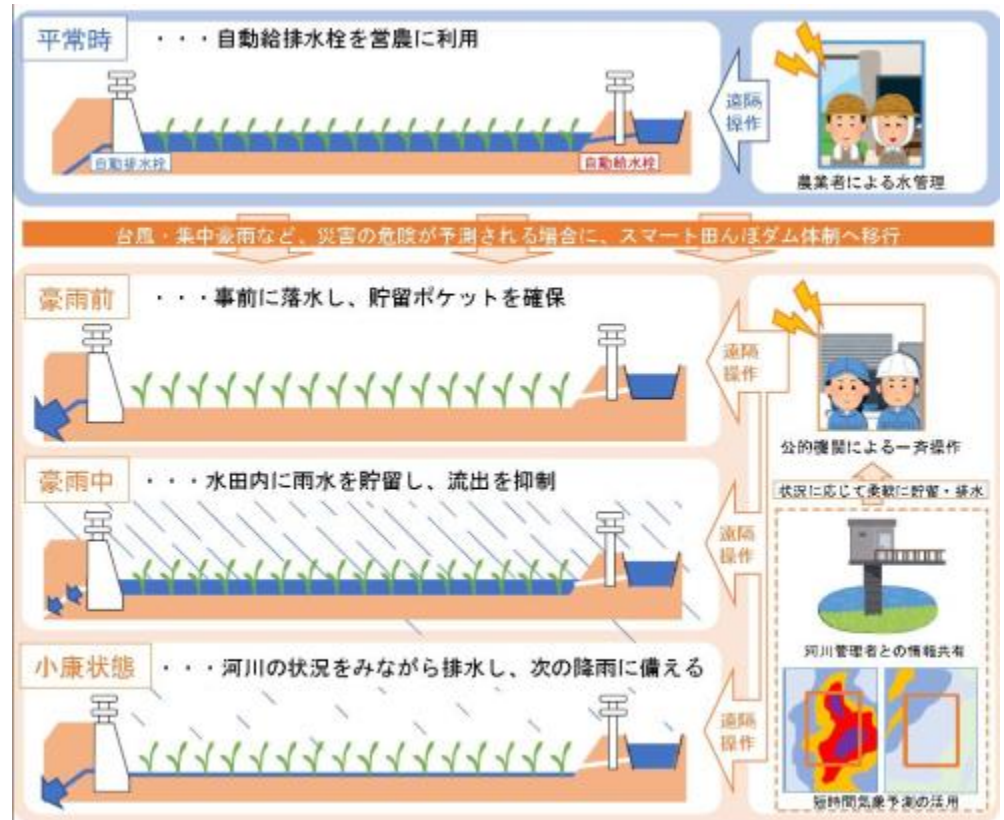
- 降雨前の事前放流や期別毎の低水位管理により、ため池の空き容量を確保し、降雨時の流出量を抑える取組



※ため池の管理者との相談のうえ、取組の具体的な方法を定める

（参考）ICTを活用したスマート田んぼダムの設置

- 水田に自動給排水栓を設置し、水田の水管理を遠隔操作する取組



※上記は一例であり、協議会（今後別途実施）で地域の声を踏まえて操作の方法を定める

田川流域における農村地域雨水流出抑制対策基本指針（概要）

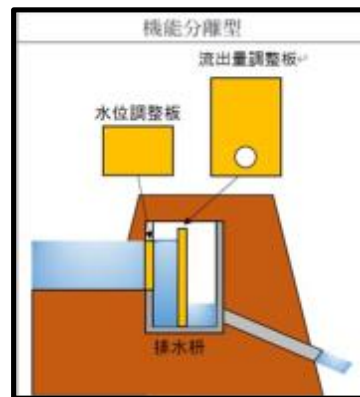
4.3 営農への影響を踏まえた雨水流出抑制対策の実施のあり方

- 雨水流出抑制対策により農作物や畦畔、農業用水や管理労力などの営農への影響が懸念される
- 営農への影響を最小限にするよう、実施方法や時期、エリアについて検討の上、対策を実施することが重要

具体的な対応策

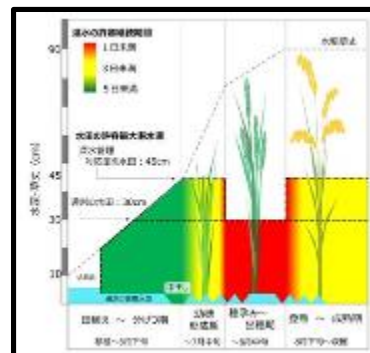
(1) 機能分離型の田んぼダムを採用 ＜メリット＞

- 小規模な降雨の水位変動が通常の水田と変わらないため、頻繁な湛水による収量・品質への影響が小さい
- 田んぼダムの取組によって労力が増加しない

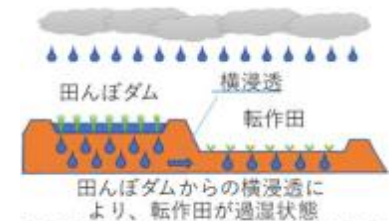


(2) 田んぼダムにおける生育ステージを考慮した湛水ルール

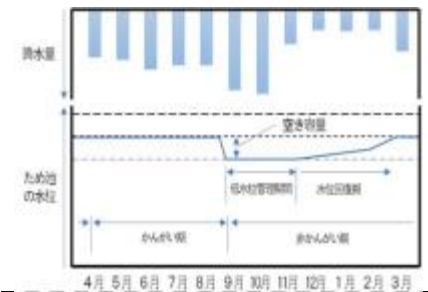
- 田んぼダムの実施による水稻の収量・品質への影響はほぼないことが確認されているが、時期や品種により許容湛水条件が異なる
- 地域の営農状況に応じて、湛水ルールを検討



- (3) 田んぼダムにおける隣接農地への配慮
- 地下水位や地下の透水性によって、過湿に弱い作物へ影響する可能性がある
 - 隣接農地に影響があると考えられる場合は取組区域から除外



- (4) ため池の治水活用における農業用水を確保した定水位管理ルール
- 本来の機能である灌漑機能に影響を及ぼすことが懸念される
 - 過去の灌漑期における用水量の実績や計画を鑑みて実施機関の設定、放流量・水位を設定



(5) ICT機器によるため池の治水活用 ＜メリット＞

- 水位計、監視カメラ、雨量計等の遠隔監視機器の導入による省力化
- 遠隔監視システム等の導入により更なる省力化

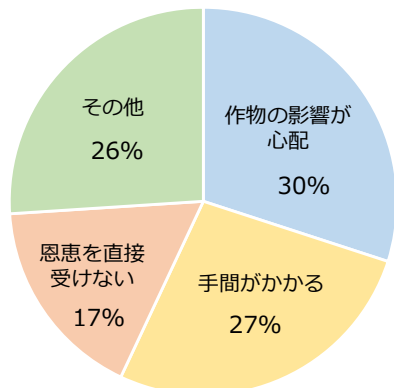


田川流域における農村地域雨水流出抑制対策基本指針（概要）

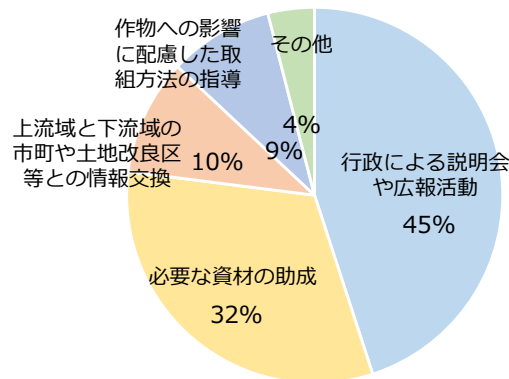
4.4 農業者等の取組意欲の醸成と住民への理解促進

- 県内の土地改良区を対象とした田んぼダム取組についてのアンケート
＜田んぼダムの取組に対する不安＞
- 営農への影響や直接的な恩恵がないことなどが多く挙げられた
＜田んぼダムの取組を広げるための方策＞
- 行政による支援・アプローチの必要性を求める回答が多く挙げられた
 - 普及啓発と推進体制の構築による取組の普及拡大
- 例：「取組の効果」や「営農への影響を踏まえた取組方法」などを分かりやすく示したリーフレットの作成・配布 等
- ➢ 実施後の取組効果を分析し、農業者等へ情報を提供
- 例：「取組効果の見える化」 等
- ➢ 農業者へのインセンティブ（維持管理費の拠出 等）の付与
- ➢ 維持管理費の軽減

田んぼダムの取組に対する不安



田んぼダムの取組を広げるための方策



- 住民への理解促進
 - チラシ等の広報資料の配布や県ホームページ等での情報周知
 - 広報誌を活用して田んぼダム取組者の声を届ける 等
 - 「とちぎ県政出前講座」や地域への研修会による住民説明での理解促進
 - 農業者・非農業者の交流による連携の強化
 - 調整池での親水イベントによる防災意識の向上 など



栃木県で取り組まれている交流会
（秋の生産者交流会「稲刈り」）
＜とちぎコープ＞



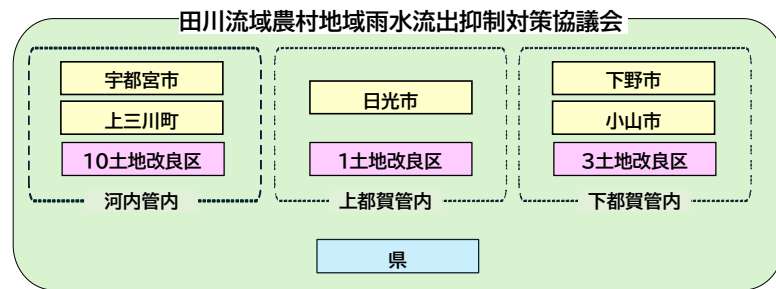
田んぼダム取組者のインタビュー
を掲載した農政だより（福島市）

田川流域における農村地域雨水流抑制対策基本指針（概要）

5.1 対策の着実な実施に向けて

<協議会の検討事項>

- ・流域における各構成員の取組の効果分析（見える化）
- ・農家や地域住民への普及啓発方法
※通常の営農に対する効用の周知（田面水深の管理負荷軽減等）を含む
- ・田んぼダム実施後のモニタリング調査
- ・田んぼダムを実施する農業者へのインセンティブ
（お米への付加価値、多面的機能支払交付金の活用による維持管理費の拠出の検討 など）

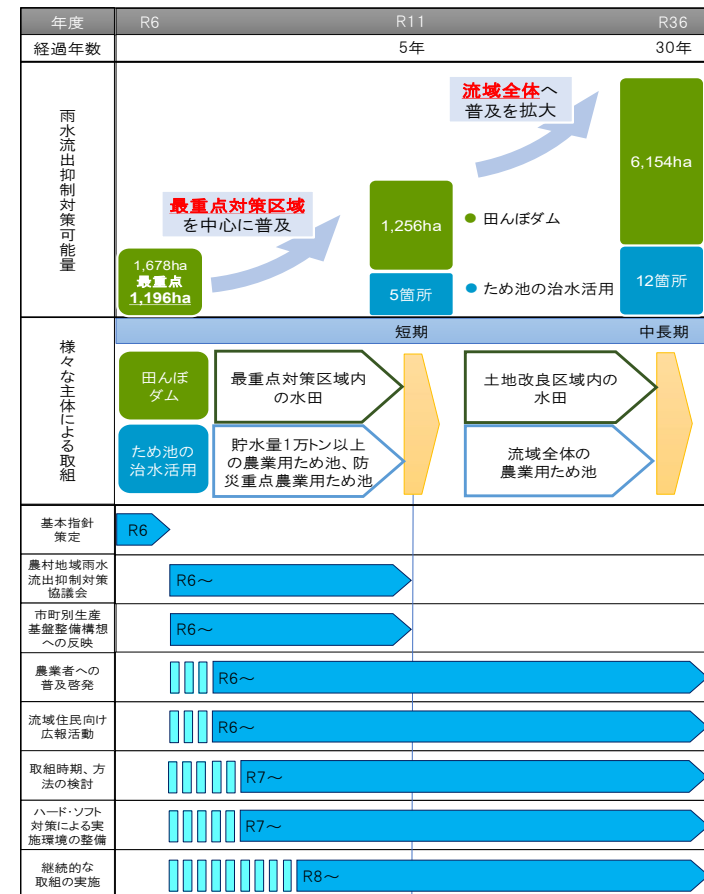


学識経験者 河川管理者 ※○：主な実施主体となる役割

役割の概要	県	市町	土地改良区	農業者 (施設管理者)
(1) 市町別生産基盤構想への反映	◎	◎		
(2) 農業者への普及啓発	◎	○	◎	
(3) 流域住民向けの広報活動	◎	◎		
(4) 取組方法、時期等の検討	○	◎	○	○
(5) ハード・ソフト対策による実施環境の整備	○	◎	◎	○
(6) 継続的な取組の実施	○	◎	◎	◎

<農村地域雨水流抑制対策推進のためのロードマップ>

- ・最重点対策区域を中心に概ね5年で田んぼダム・ため池の治水活用の対策を推進する
- ・順次、流域全体に展開し、取組範囲を拡大する



田川流域における農村地域雨水流出抑制対策基本指針（概要）

5.2 活用可能な国庫補助事業等概要

・ 雨水流出抑制対策を実施する際に活用可能な国庫補助事業を以下に示します。

● 田んぼダムの整備

（１）農地耕作条件改善事業

[事業主体] 市町、土地改良区等
 [内 容] 農地の区画拡大や農業用排水施設、農作業道などの整備等
 [負担割合] 国50%、県15%、地元（市町・農家）35%
 [条 件] 総事業費 200 万円 以上、受益者 2 者以上、
 農地中間管理機構との連携概要の策定等

（２）多面的機能支払交付金

[事業主体] 農業者等の組織する団体
 [内 容] 畦畔整備、排水柵整備等
 [負担割合] 国50%、県25%、市町25%

（３）農地整備事業

[事業主体] 県
 [内 容] 区画整理 農地の集積・集約化等
 [負担割合] 国50%、県30%、地元（市町・農家）20%
 [条 件] 受益面積 20ha 以上、
 目標年度における担い手への農地集積率 80 %以上など

（４）田んぼダム取組強化支援事業

[事業主体] 市町、土地改良区等
 [内 容] 畦畔の更新整備や排水柵の設置等
 [負担割合] 国50%、県15〔20〕%、地元（市町・農家）35〔30〕%
 [] : 農村地域雨水流出抑制対策基本指針策定流域

※令和6（2024）年6月現在の主な事業を記載しています。

● ため池の治水活用

（１）農業用ため池治水活用推進事業

[事業主体] 市町
 [内 容] 土地改良区等が行う農業用ため池の低水管理の取組
 [負担割合] 国50%、県25%、市町25%

（２）防災重点農業用ため池緊急整備事業

[事業主体] 市町、土地改良区等
 [内 容] 防災工事及び監視・管理体制を強化するための観測機器等の設置
 [負担割合] 国50%、県25%、地元（市町・農家）25%又は国100%
 [条 件] 防災重点農業用ため池、受益面積2ha以上など

（３）ため池整備事業

[事業主体] 県、市町、土地改良区等
 [内 容] 老朽化等によって災害発生のおそれのあるため池の整備
 [負担割合] (県 営) 国50%、県25%、地元（市町・農家）25%
 (団体営) 国50%、県15%、地元（市町・農家）35%
 [条 件] (県 営) 受益面積100ha以上、総事業費8000万円以上
 (団体営) 受益面積2ha以上、総事業費200万円以上など

● 農地整備事業による調節池・調整池の創設

（１）農地整備事業

[事業主体] 県
 [内 容] 農地整備事業と併せて、調整池用地の創設
 [負担割合] 国50%、県30%、地元（市町・農家）20%
 [条 件] 受益面積 20ha 以上、担い手への農地集積率 80 %以上など